

**実務上の相互運用可能性：
ESRS・ISSB基準に
対応する単一のサステ
ナビリティ報告書の
実現に向けて**

■ ■ ■
The better the question. The better the answer.
The better the world works.

EY

Shape the future
with confidence

押さえておくべきポイント

多くの企業にとって大きな機会の一つは、報告基準間の類似点を見極め、作業とコストの重複を最小化することです。

全社的な報告構造を早期に構築する企業は、要件が変化してもサステナビリティ報告を効果的に活用しやすくなります。

そのため、中核的な報告モデルの構築は、企業価値とレジリエンスをどのように説明するかに根差した、戦略上の推進力になります。

相互運用可能性： コンプライアンス対応だけではなく、戦略を支えるもの

相互運用可能性とは、ISSB基準や欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）など、異なる報告基準間の互換性を指します。これにより企業は、一つのサステナビリティ報告書の中で、単一の開示セットを用いてISSBとESRSの要件を満たすことができます。

複数法域で事業を展開するグループや二重上場企業にとって、これは「単一報告アプローチ」を支えるものとなります。これにより重複を減らしつつ、法域固有の相違点を体系的かつ明瞭に扱うことが可能となります。

なお、本資料は、欧州委員会が2026年5月6日に公表した委任法草案に含まれる改訂版ESRSを踏まえたものです。

EYの見解

重要な機会としては、グループの企業価値創出ストーリーを明確に示しつつ、主要な法域の開示要件を満たす共通の報告モデルを構築することにあります。そのうえで、各法域固有の開示要件を追加しても、グループ全体のストーリーの一貫性を損なうことなく対応できる仕組みを実現することが重要です。



単一報告アプローチの主なメリット

単一報告書アプローチは、企業に次のような大きなメリットをもたらす可能性があります。

■ 複雑性とコストを低減：

基準横断でサステナビリティ報告を効率化することで、重複を減らし、データ品質を高め、継続的なコンプライアンスコストを下げます。

■ ガバナンスと経営判断の高度化：

サステナビリティをグループレベルのガバナンスと財務計画に組み込むことで、リスクと機会の監督を強化し、戦略的意思決定を支えます。

■ 規制変化へのレジリエンス向上：

各法域で要件が進化しても適応できる柔軟な基盤を整えます。

■ 報告能力の拡張：

統一された中核的な報告モデルを基盤として社内能力を構築することで、要求水準の高まりに合わせて、一貫性があり拡張可能な報告体制を実現します。

EYの見解

ISSB基準と改訂版ESRS草案はおおむね相互運用可能であり、単一報告アプローチの支えとなります。ただし、一方の要件を満たしても、もう一方への準拠が自動的に保証されるわけではありません。共通点がある一方で、重要な違いが、中核的な報告モデルの設計と実装に影響します。

これらのメリットが実現できるのは、ISSB基準と改訂版ESRS草案が、共通の原則・構造・用語に基づいているためです。そのため両者は互換性があり、基準横断で一貫したグループレベル報告を支える単一の中核的な報告モデルを構築しやすくなります。両基準に共通する主な点は次のとおりです。

■ 適正な表示：

ISSB基準と改訂版ESRS草案はいずれも適正な表示の原則を取り入れています。サステナビリティ関連のリスクと機会、ESRSではインパクトについて、重要な情報を完全・中立・正確に示すことを求めます。

また、開示は比較可能、検証可能、理解可能である必要があり、基準の適用だけでは不十分な場合には追加情報や企業固有の情報を提供することになります。

■ 構造と用語：

両基準は一貫した用語を用い、類似した開示構造を有しています。したがって、ISSB基準またはESRSのいずれから始めても、もう一方の中核要件を満たす出発点になります。ただし、追加的な開示は必要となります。

■ 気候関連開示要件：

ISSBにおける気候関連の開示要件のほぼすべてに、ESRSにおいても対応する要件が存在します。移行計画がある場合の開示も含まれます。

気候以外のテーマでは、ISSB基準は重要情報を特定する際に参照し得るガイダンスとしてESRSを挙げています。

改訂版ESRS草案では、財務支配アプローチ、経営支配アプローチ、持分割合アプローチのいずれかを選択できるようになります。

一方で、リースや共同支配の取決めの会計処理に関する特定要件は維持されます。

両基準におおむね互換性があるものの、ISSB基準とESRSの間に残る違いは、単一報告アプローチの実務上の課題になります。

課題には、法域要件、ESRSのダブルマテリアリティ概念、テーマ別・産業別基準、両基準で利用可能な各種救済措置の使い方などが含まれます。

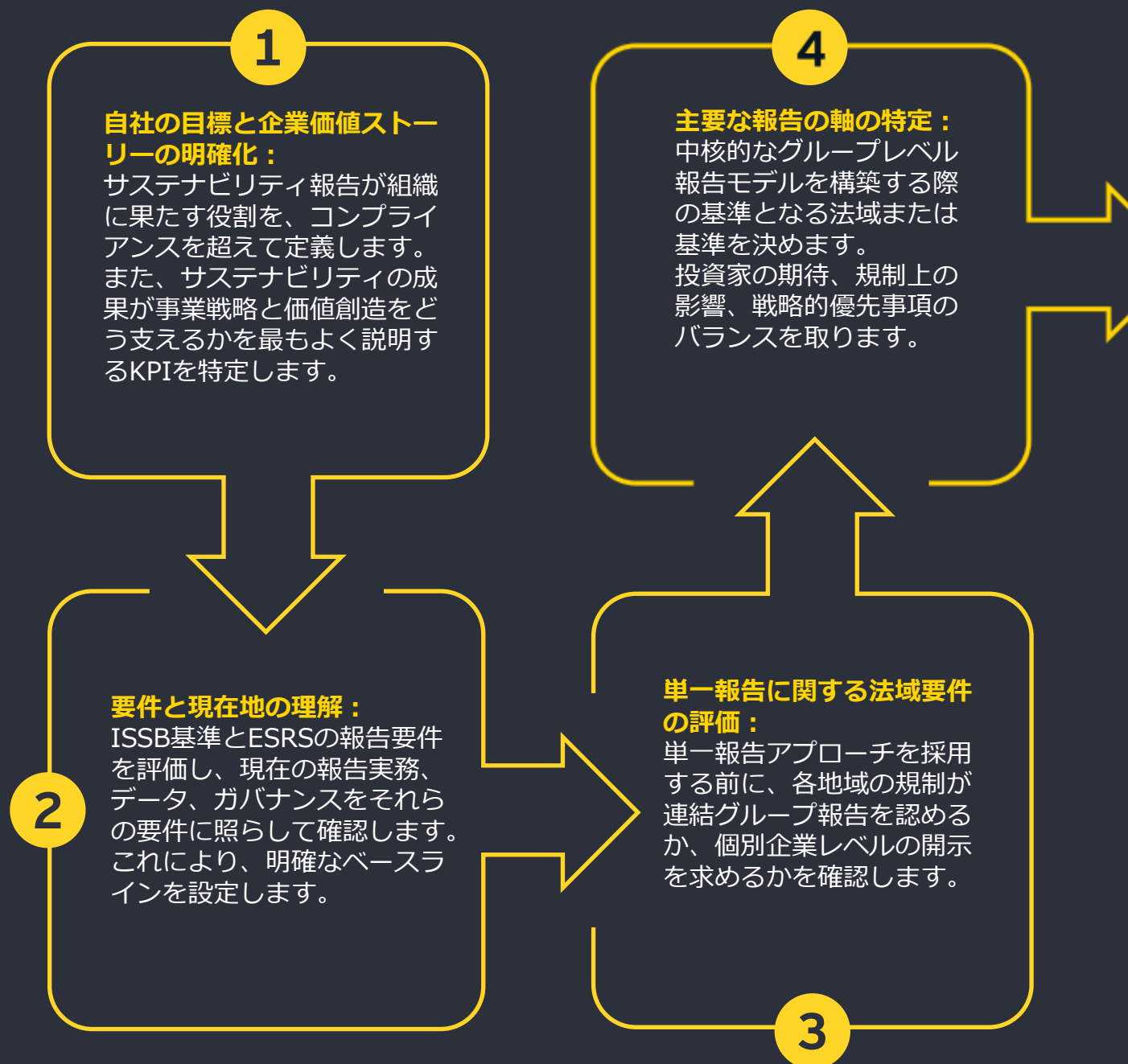
本資料の末尾では、これらの潜在的な課題や留意事項について詳しく説明していますが、その多くは十分な事前準備と適時な意思決定によって克服することが可能です。

単一報告アプローチを 実践するためのステップ

各企業は、自社の成熟度に応じて、ISSB基準とESRSの双方に対応した単一報告書アプローチの導入に向け、体系的かつ段階的なロードマップを進めることができます。このアプローチは、以下の4つの中核原則に基づいています。

- 1) グループ全体としての企業価値ストーリーを明確に定義すること
- 2) そのストーリーを効果的に伝えるための主要業績評価指標（KPI）を選定すること
- 3) 主要な規制要件を中核とした報告モデルを構築すること
- 4) グループ全体のストーリーを損なうことなく、各法域固有の開示要件を追加的に組み込むこと

実務上、企業は通常、次のステップを定期的に見直ししながら進めます。



6

包括的なマテリアリティ評価：
包括的な（ダブル）マテリアリティ評価のプロセスを設計し、両方の基準をカバーする成果物を作成します。

データ、プロセス、統制の評価：

既存のグループレベルのデータシステム、プロセス、統制を見直し、将来の保証対応も含めて、ギャップ、依存関係、強化領域を特定します。

7

中核となる報告モデルの設計：
主要要件を満たす一貫したグループレベルの報告構造を整え、法域固有の開示を効率的に追加できるようにします。

5

グループと子会社の報告連携：
グループレベルと各地域の報告活動をそろえ、重複を避け、一貫性を確保します。各チームが中央主導で作成した開示を活用できるようにします。

8

テストと改善：

KPI、開示、プロセスを関連基準に照らして検証し、複数の報告制度で利用できる堅牢性、一貫性、準備状況を確認します。

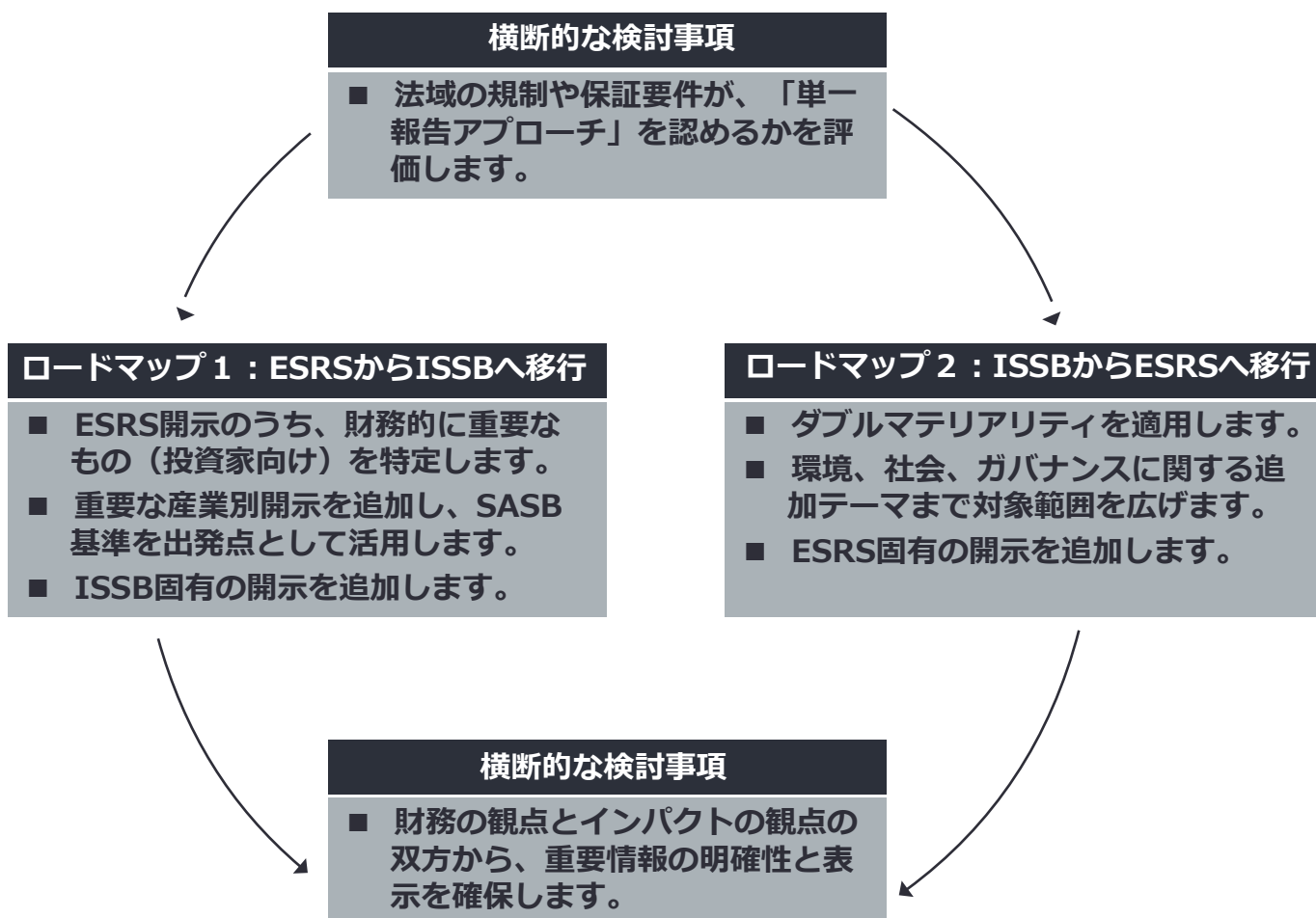
10

拡大と変化への準備：

追加の法域や将来要件に向けてギャップ分析を行い、期待の変化に合わせて拡張できる能力、データプロセス、ガバナンスを整えます。

9

ESRSからISSBへ、またはISSBからESRSへ移行する企業では、出発点によって進め方が異なります。先進的な実務では、通常、次の点を検討する必要があります。



EYの見解

「相互運用可能性」や「ISSBパスポート¹」のような概念は重要な推進要因ですが、多国籍企業が直面するサステナビリティ報告の本質的な複雑性を解消するものではありません。

先進企業を差別化する要因は、サステナビリティ報告をどのように活用しているかにあります。すなわち、市場に対して企業価値を説明し、組織能力を構築し、長期的な意思決定を支援するためのツールとして活用している点です。

実務上、これはサステナビリティ報告を以下のように捉えることを意味します。

- 金融市場向けの戦略的コミュニケーションツール
- 財務、サステナビリティ、リスク、ガバナンス、データの連携のあり方を形づくる、全社的かつ意図的な設計上の選択
- 毎年繰り返されるコンプライアンス対応として都度作り直すものではなく、継続的に強化・発展させていく組織能力

¹ ISSBパスポートとは、ISSB基準に従って作成されたサステナビリティ報告書が、各国での修正なしに、複数の法域で規制要件を満たすものとして受け入れられるという考え方です。このアプローチは、企業が法域ごとに複数の報告書を作成する必要を減らし、コンプライアンスコストと複雑性を下げることを目的としています。

EYのプロフェッショナルによるサポート

EYのプロフェッショナルは、次の領域でサポートが可能です。

グループレベル報告の設計：

ISSB基準とESRSに基づく中核的なグループ報告モデルを定義・設計し、各法域で機能するガバナンスと開示アーキテクチャを整えます。

規制・相互運用可能性の評価：

ISSB、ESRS、各地域要件をマッピングし、重複、ギャップ、相異点を特定し、単一報告アプローチを実務化するアクションを整理します。

気候シナリオ分析とレジリエンス評価：

気候シナリオ分析を設計・実行し、戦略的レジリエンスを評価します。可能な範囲で合意した気候関連リスクと機会を定量化し、戦略、財務計画、開示に反映します。

KPI、データ、統制フレームワークの設計：

主要な利用者に関わるKPI、データフロー、内部統制を評価・設計し、サステナビリティ情報に財務報告レベルの規律を取り入れます。

保証対応の準備と調整：

内部統制の設計、文書化およびグループ全体での調整を通じて、限定的保証または合理的保証への対応準備を支援します。また、企業側の準備が整った段階で、現地の独立性要件を前提として、サステナビリティ報告に対する独立した保証業務を提供します。

拡張可能な報告プロセスおよびオペレーティングモデル：

重複作業を削減し、法域をまたいだ開示情報の再利用を促進するとともに、長期的にコストおよびリスクを低減できる報告プロセスおよびオペレーティングモデルを設計します。EY.aiソリューションを活用することで、通常18か月を要する報告対応プロセスを6か月まで短縮することが可能です。

将来対応と規制変化への支援：

EY.aiで強化されたツールと能力を活用し、将来の法域要件を取り込むためのギャップ分析と改善計画を行います。報告ナラティブを繰り返し再設計したり分断したりせずに対応します。

開示品質と投資家コミュニケーション：

気候リスク、レジリエンス、予想される財務的影響、移行計画など、意思決定に有用な開示の高度化を支援します。



相互運用可能性に関する潜在的な課題と留意点

1. 重要性 — 財務マテリアリティとダブルマテリアリティ：

ESRSはISSB基準と整合した財務マテリアリティの定義を適用しますが、インパクトのマテリアリティ評価も求めます。その結果、両基準はいずれも主要な利用者の意思決定に関連する情報に焦点を当てますが、ESRSはより広いステークホルダーまで視野を広げます。

実務上の課題は、ESRSの観点でインパクトがいつ重要となるのか、またそれを財務的に重要なものとして考慮すべきか、どのように考慮すべきかを判断することです。

2. テーマ別開示要件：

ISSB基準はテーマ別基準が少なく、一般要件とSASB指標に支えられた詳細な気候開示を中心とします。

一方、ESRSはより広く、環境、社会、ガバナンスにわたる10のトピック別基準を含みます。

そのため、ISSB報告では、より詳細なESRS要件を満たすために追加情報が必要となる場合があります。この違いは、中核的な報告モデルを設計する際に留意する必要があります。

なお、ISSB基準は、利用可能なガイダンスとしてESRSを参照しています。

3. 法域要件と保証：

各法域は、他の基準とすぐには互換性のない追加要件を導入する場合があります。また、特定法域が義務づける枠組みに基づき、別個の報告を求めることもあります。法域固有の保証要件は、特定の開示にだけ適用される場合に、さらに課題を生みます。

4. 産業別開示（SASB基準の利用）：

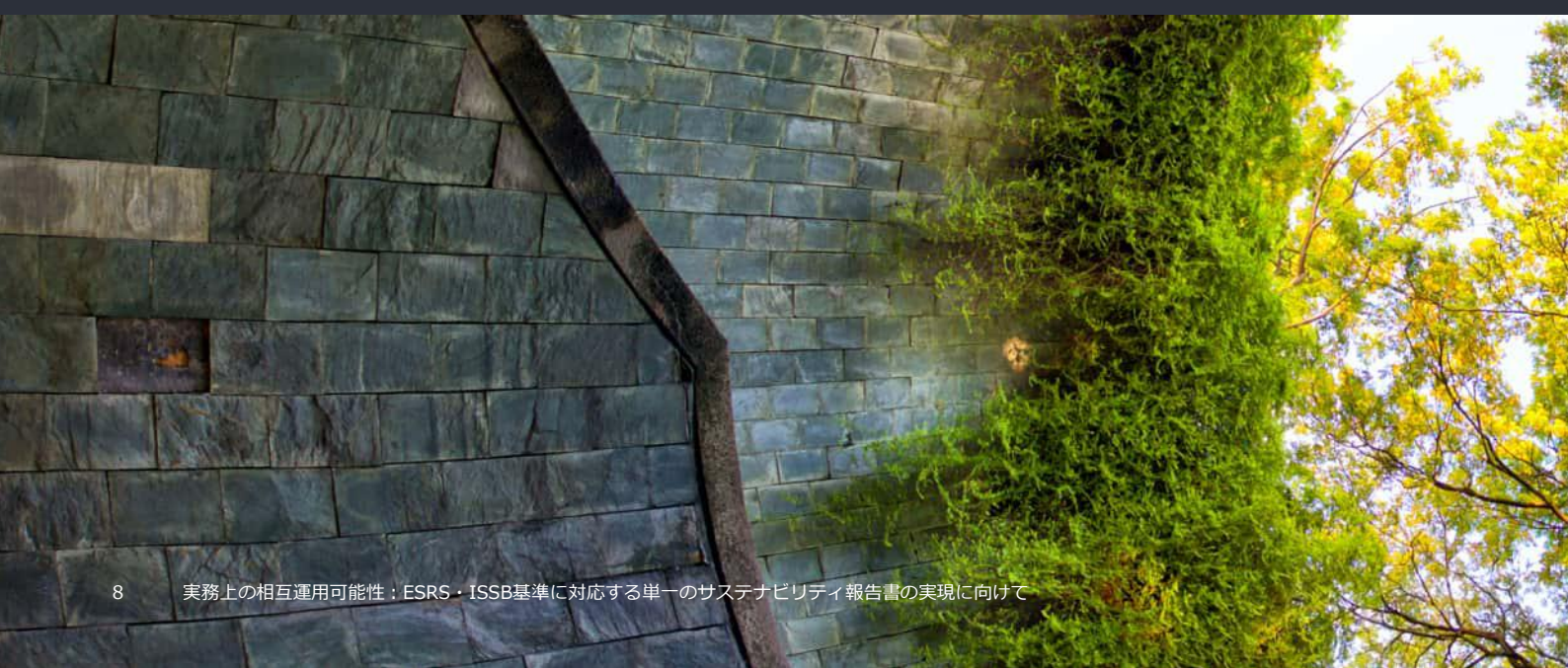
ISSB基準では、企業は産業固有の開示を特定する際にSASB基準を考慮する必要があります。

ESRSでは、重要なテーマがESRSでカバーされていない場合、企業固有の開示に関するガイダンスとしてSASB基準を利用できます。

5. 救済措置とプロポーショナルリティ：

両基準はいずれも一時的または恒久的な救済措置を提供しますが、範囲、時期、条件は異なります。

ISSB基準で適用した救済措置がESRSを満たすとは限らず、その逆も同様です。その結果、開示の不整合や追加作業が必要になる場合があります。



6. レジリエンスとシナリオ分析：

ISSB基準は、気候関連シナリオ分析を用いて戦略のレジリエンスを評価・開示することを求め、実行可能な場合には定量情報も期待します。

一方、ESRSはシナリオ分析が実施されている場合にのみ開示を求め、レジリエンスを定性的に説明することも認めています。

7. 報告バウンダリーのアプローチ：

ISSB基準とESRSはいずれも、財務諸表と同じ報告企業を前提とすることを求めます。

ただし、リース資産、共同支配の取決め、アセットマネジャー、GHG排出量報告の扱いは異なります。これにより、企業が採るべきアプローチの判断が課題になります。

8. 予想される財務的影響：

ISSB基準では、企業は気候関連のリスクと機会による予想財務的影響を定量化することが期待されます。

改訂ESRS草案では、一定の場合にこれらの開示を延期または限定な開示とすることができます。

この違いにより、ESRS準拠の報告がISSBの期待を満たさない可能性があり、ISSB基準に従って報告する企業には追加作業が生じます。

9. リスクと機会の特定におけるグロス／ネットの考え方：

リスクと機会をどのように特定、測定、開示するかには違いが生じる場合があります。これには、エクスポージャーを軽減前または軽減後のどちらで表示するかも含まれます。

ESRSは一定の場合にネット表示を認めますが、ISSB基準は一般に、リスクと機会を軽減前のグロスベースで開示することを期待します。

そのため、ESRS開示がネットで作成されている場合には、再表示が必要になる可能性があります。

この課題と留意点の一覧は限定的なものではなく、すべての潜在的な課題を詳細に分析することを目的としていません。

前述のとおり、これらの潜在的な課題と留意点は、適切な準備とタイムリーな意思決定によって克服できます。



お問い合わせ先



Roy Linthorst

パートナー、気候変動・サ
ステナビリティサービス、
EY Accountants B.V.
roy.linthorst@nl.ey.com



Rebecca Donnellan

パートナー、気候変動・サス
テナビリティサービス、
Ernst & Young LLP
rebecca.donnellan@uk.ey.
com

翻訳者



馬場 翔太

EY新日本有限責任監査法人
サステナビリティ開示推進室(SDO) 兼
気候変動・サステナビリティサービス (CCaSS)
Tel: +81 80 6826 3128
Email: shota.baba@jp.ey.com





EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準(総称してIFRS基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査及び保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれていません。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製又は配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセス及びIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org> をご覧ください。

本資料はEYG 11229896-26Gblの翻訳版です。

ey.com/ja_jp